

病院図書館員認定資格のための必要条件

首藤 佳子

ヘルスサイエンス系図書館員、特に病院で働く図書館員にとって認定資格のための必要条件とは何か、4年間にわたって検討された「病院図書館員認定資格制度」の経験を参考に改めて考えてみたい。

I. なぜ、「認定資格」を考えたか

まず、病院図書館員がなぜ「認定資格」を考えるに至ったか、その要因と背景について見てみる。

病院図書館員の約60%は有資格者である。しかし、無資格者はもちろんのこと、これら有資格者も医学分野図書館員としては独自の教育訓練を受けていない、いわばアマチュアである。

ところが、周知のように病院図書館の多くは一人職場であり、職務上必要な知識技術が不十分であるにもかかわらず、職場に配置されると同時に図書館員としての総合的な即戦力が要求される。担当者交代時の引継期間も短く、前任者の経験や知識も十分に引き継がれない。また、当然のことながら館内研修の機会もなく、年数回の外部研修では断片的な知識、技術しか修得できない。このことは、図書館員自らにとっても、図書館機能の水準を維持していく上でも障害となる。

また、一人職場という条件は、良くも悪くも恣意性が強い。よほど意識して仕事をしない限り、日常業務に流されて知識や技術は陳腐化し、高度情報化社会における情報提供サービスの質

やスキルの変化に対応できなくなる。そこで、系統だった教育・研修のシステム、継続教育のシステムをつくり、資質向上を図りたいという職業上の必要性、学習意欲がまず「認定資格」を考える根底にある。

もう一つが病院図書館や病院図書館員の医療や社会の中での認知を求める気持ちである。病院図書館はその背景にそれほど確固とした法的基盤を持たない。したがって、その運用は各病院の裁量に任されており、位置づけが大変不安定である。昨今、医療経営が厳しくなる中で、病院図書館の存立や存続、図書館員の雇用や地位保全に対する危機感は以前にも増して強くなってきた。病院図書館員も他の医療専門職に伍していけるような専門性の確立を図り、医療の中に改めてその職分を位置づけるための努力が必要になってきたのである。認定資格制度には、こうしたいわば外的な措置を考えることによって、状況改善の一助としたいという病院図書館員の願いが込められている。

病院図書館員の認定資格を考える際には、この二つの要請に応えられるものとするのがまず必要条件である。

II. 病院図書館員認定資格制度一取り組みの概要一

先に、病院図書室研究会と近畿病院図書室協議会で取り組んだ「病院図書館員認定資格制度」では、検討班および認定委員会を組織して、「認定資格制度」の是非とそのあり方、資格の性格、教育プログラム、制度実施のプランが検討された。

実施プラン作成に先立って、検討班ではいくつかの調査研究が行われた。病院図書館員の実態・意識調査、病院図書館関連法規類の内容の整理（病院図書館の役割規定と位置づけの確認）、医療関連職種の認定資格に関する調査（修得課題と資格認定のシステムの調査）と、現行司書教育カリキュラムの調査（司書教育終了者の受けた教育内容の確認）、海外医学図書館員の資格、特にアメリカの状況の調査、その他関連文献の収集などがその内容である。

これらを参考にして、その上で病院図書館員に「認定資格制度」を作る必要性や意義があるか、あるとすれば、どのような形が可能か等、制度そのものの是非とあり方について検討がなされた。このうち、現行司書資格制度との関連や資格の性格をどう考えるかという制度的な整合性、基本的な問題がまず話し合われ、また、認定母体についても、その実効性や継続性などの点で多くの議論がなされた。

結論として、病院図書館員に認定資格を作る意義はあり、その性格は「資格」認定とすること、独自の資格ではあるけれど司書資格取得者が条件であること（現行司書資格の担保）、当面両会の認定資格とすることとしたのは周知のとおりである。

Ⅲ. 病院図書館員認定資格制度—教育プログラムの検討—

教育プログラムの基本的な考え方は以下のとおりである。レベルは病院図書館に初めて勤務する者を対象に設定した。また、資格の更新は重要なこととして、3年ごとの更新の際には、資格取得のための修得課題とは別に、講習会その他のプログラムを用意することになった。

資格取得時のレベルについては、さまざまな意見があったが、病院図書館員の教育レベル、環境、経験年数など一律ではないため、必要とされる基本的資質（知識や技術）を提示し、業務標準化を図ることにした。こうした設定は、専門職としての一定のスタートラインを示す意

味もある。修得課題の検討に際しては、病院図書館の基本業務の抽出とリストアップを行った。

作成したプログラムの主な項目は、「病院図書館情報学」「コンピュータ・リテラシー」「健康科学」「研究」の4分野で、それぞれに細目を設けた。こうしてでき上がったプログラムは、結果として、病院図書館で働くためには主題分野の基礎的な理解、情報リテラシーの知識・技術が必要なこと、また専門職として研究調査のスキルが必要なことを示すものとなった。

一方、評価方法は最終的には試験の実施としたが、病院図書館員の実態に即して、試験の結果よりも、むしろ学習過程を重視するニュアンスが強いものとなっている。

Ⅳ. 病院図書館員認定資格制度—実施プラン作成に関する検討と企画書の作成—

実施方法は、当初は2年間にわたる通信教育とスクーリングの併用を考えていたが、企画書段階では資格試験とし、教材送付から1年間の学習期間を設けている。できるだけ提供者、受講者に負担の少ない方法を採用したためである。しかし、この方法は、講習会やレポート提出、自己チェックリストの提出等を併用したにもかかわらず、必ずしも現場の図書館員の要求を満たすものではなかった。この制度を利用してきちんとした学習をしたいと考えている人にとっては内容が不十分であり、また「資格」の意義を社会で通用するものとしたいと考える人にとっては、認定母体が弱く、取得プロセスも安易に過ぎるとの印象を与えたようである。

実施プラン作成にあたっては、東京および京都で2回ヒアリング会を行い、認定試験の需要調査を改めて行うなど、できるだけ多くの病院図書館員の声を聞く機会を設けた。

こうした経過を経て企画書を作成した。主な内容は、企画標題（「病院図書館員認定資格試験」）、企画の目的（意義、時代背景とニーズ、予想できる問題点）、企画概要（基本コンセプト

ト、対象、受験資格、期待される効果)、実施要項(期間、募集人員、試験科目および内容、講習会、試験日、場所、評価、認定、各種手続き、受講料、資格の更新等)、実施スケジュール、予算計画、広報活動、組織(スタッフと役割分担)の各項目である。

V. 「認定資格」の意味

この試みの中で、私たちがまったく不十分なながらもめざしたものは、専門職としての役割規定であり、専門職としての品質保証(認定資格)、品質管理(資格の更新、継続教育と資格のメンテナンス)、ひいては専門職としての社会的認知であった。病院という専門職の集団の中であって、職業的なアイデンティティを主張し、周囲の理解と認識を深めてもらうためには、自ら職分を明確にする必要があったからである。

このうち、もっともむずかしかったのが、役割規定をどう考えるかであった。医療環境、情報環境が激変するなかで、今までの役割をどのように整理し、また将来をいかに展望するか、その見極めは困難な課題であった。EBM や患者さんへの医学医療情報の提供などについて言及されはじめたころ、インターネットが普及しはじめたころでもあった。病院図書館をめぐるこうした社会環境の変化は、図書館員の果たすべき役割とも、「資格」とも決して無関係ではない。時々刻々変化する時代の要請をどの程度資格の内容に反映させるべきか、またどれだけの確に反映できるかなど、このことをめぐる悩みは深かった。その後もめまぐるしく変化する社会環境を考えると、今は図書館員の「資格」を考える上ではたいへんむずかしい時代なのかもしれない。

VI. 専門職としての役割規定

病院図書館員の専門職としての役割規定については次の3つ、「医学医療情報の専門家」「デジタル情報に関する専門家」「情報利用のための指導者」を挙げたい。

まず、「情報」や「情報提供」を中心にして医療各職種がその職分を広げ、関与を深めてきつつある中、改めて「医学医療情報に関するスペシャリスト」としての役割を明確に打ち出すことが肝要である。そのためには、利用目的や求められる情報の質、レベル、提供形態、スピードなど、何であれ、利用者のニーズに臨機応変に的確にこたえられることが基本となる。また、EBM の推進や患者・家族、さらには地域の人たちへの情報提供など、医学医療の動向に沿った活動—これはある種の啓蒙的な活動も含むと思われるが—が展開できることも大切である。

ともあれ、「医療」の実践は、多くのスタッフの協同で行われるので、その一員として役割を位置づけることは、医療への貢献、医療の質の向上という意味でも有益だと考える。

もう一つが、デジタル情報を扱う専門家としての側面である。一次情報、二次情報のデジタル化が進み、インターネットの普及によって、学術情報の生産や流通経路、利用のあり方にも変化が見られるようになった。著作権や知的所有権などに関しても事態は流動的である。こうした情報媒体と情報の流通や利用形態の変化に対応できる専門家として、図書館員の一つの役割がある。その他、データベースの設計やインデクシングなど、検索機能と密接に関係する事柄についても、利用者代表としてその専門性を発揮すべきであろう。

最後が、教育的な役割である。各種検索ツールの使い方、EBM や CASP、新しい医師研修制度へのコミットなど、教育的な役割は以前にも増して重要になってきている。さまざまなコンサルテーションに応じられる資質は是非とも身につけておくべきである。

こうした役割規定は、従来の図書館員の役割の変革を図ることであり、病院図書館を医学医療情報の知的インフラ、情報拠点として蘇らせ、リニューアルすることでもある。病院では、司書が既成の役割を守り、既得権益を守るだけではもはや職業としての発展は望めない。新しい動

きを取り入れ、意識改革を促すことが火急の課題で、新しい「資格」を作る意味はそうしたことにあり、また「資格」はそうした役割を果たすべきである。

Ⅶ. 専門職としての品質保証

では、医療の中で司書が専門職としてその立場を主張するためには、どんな資質が要求されるか。

まず、当然のことながら図書館情報学一般および医学医療分野の基礎的な知識と情報リテラシーを身につけていることが必要である。先に両会へ提出した報告書には各主題別に細目を挙げたが、病院図書館に初めて勤務する者を対象にしているため、やや総花的で、EBM やデジタル情報を扱う観点からは強化すべき箇所もある。また、図書館の現場では教科書的・羅列的な知識では対応できないことも多く、利用者とのコミュニケーションや応用力・判断力などの修練も課題として挙げるべきだったかもしれない。しかし、こうした病院図書館員の持つべき資質の一覧とその品質を保証する、病院図書館員の全体像と一定の水準・規格が社会に対して明らかにされるということがまず第一歩ではないかと考える。

この認定資格制度を検討する際、多くの病院図書館員から「資格」にふさわしい、恥ずかしくない内容をという要望が出された。これは、病院図書館員が資格の持つ社会的意義を強く意識していることの一つの表れであり、このことは資格を考える際決して見過ごすことのできない点である。

Ⅷ. 専門職としての品質管理

次に重要なことは、こうした職業的品質のメンテナンスをどう考えるかということである。3つほど要件を挙げると、まず、知識や技術の更新と評価を定期的に行い、これを義務づけることが肝要である。病院図書館員は通常仕事をしながら、これらを身につけていくが、独学に

は偏りと限界がある。こうした独学の欠点を是正するためにも、「認定資格制度」という継続教育のシステム、外部的な品質管理のシステムがあることは有益である。

また、調査研究活動は専門職にとっては欠くことができない要件の一つである。各種学会や研究会での発表、論文発表はもちろんのこと、自ら研究グループを組織して活動するといったことがもっと考えられてもよい。外部研究への参画についても同様である。これら図書館員の調査研究活動が評価されるシステムが望ましい。それと同時に、社会活動の評価も併せてなされるべきだと考える。職域外活動、たとえば、さまざまな図書館情報関連の社会的な問題に対する関わり、地域における職能を生かした活動などの他、職能団体の役員歴なども評価対象に加味するとよいかもしれない。

Ⅸ. 専門職としての社会的認知

こうした個々の病院図書館員の資質向上を図る傍ら、「医療」における位置づけを明確にするための努力が必要である。これまでも一人ひとりの図書館員は、それぞれの職場において、利用者との間に信頼の糸をつないできた。しかし、それは一本の細い糸で、病院図書館やあるいは病院図書館員といったシステムに対する信頼というよりも、むしろ個人的な色彩がたいへん強い。一個の職業としての自立度は必ずしも高くないのが実情であろう。

一方、図書館員にとっても個々の利用者の向こう側にある「医療」への関わり、効果といったものがなかなか見えてこない。今必要なのは具体的な「医療」への貢献、寄与を目に見える形にする努力である。「医療の質の保証は大切であり、そのために図書館の果たす役割は大きい」、お題目のようにこう唱えるだけでは何の解決にもならない。成果や効果を目に見える形にするための努力、またそれを計る方法論などが研究されることが大事だと考える。いずれにしろ、一つの「職業」としての主張が「資格」

によって達成できることが望ましい。

現在、病院においては「司書」という職分に対する認識や理解は必ずしも十分とは言えない。これは、司書職が文部科学省の認定資格で、病院ではなじみが薄いこと、そのため他の医療関連職種に比べると存在感、存在意義が今ひとつ曖昧なことが一つの理由である。したがって、この仕事にことさらな専門性があるとも思われていない場合も多く、誰にでもすぐに代わりができることと認識されやすい。その結果、配転が無造作に行われ、常勤司書が非常勤・パート・派遣職員にとってかわられる。最近ではその傾向はますます顕著である。

こうした種々の課題をクリアするには、個々の図書館員の努力では限りがあり、制度的な助けを必要とする。「資格」の一定の権威づけとそれを支える安定した基盤が必要である。病院図書館員の多くが認定母体に強い関心を持ち、「国家資格」あるいは厚生労働省の「認定資格」を希望するのはこうした理由による。さらに、病院図書館や図書館員に関する法的な基盤についても、基準も含めて、その内容の改善を働きかけていくことが大切であり、資格制度がこうした改善に向けての一つの端緒となることを期待したい。

X. 教育プログラムと認定のシステム

教育プログラムや修得課題、認定のシステムは「資格」の内容を具体的に示すものとして重要である。これを見れば、その「資格」が何のために作られたか、その目的がたいへんよくわかるからである。資格制度としては、「資格」取得時に必要な修得課題とその更新プログラム、二本立てのプログラムが用意されるべきである。

よくあるグレード別のプログラム（コース）は病院図書館に関しては当面あまり重要ではない。なぜなら、病院図書館員はグレードに関わりなく、現場で必要な知識や技術は修得すべきだからである。また、グレード別の内容、評価

の基準もなかなか設定しにくく、職域内でのグレードによる評価も期待できない。しかし、大きなプログラムを分割して提供したり、学ぶ者に達成意欲を持たせるためには一定の効果があり、さらに制度を成立させ継続されるためのやむを得ない処置としての意味はあるのかもしれない。病院図書館員にはこうしたグレード別プログラム（コース）よりも、むしろ主題別のコース、たとえば、EBM コースとか、利用者教育コースなどの方が実際的である。

もう一つ大切なことは、課題修得のためのステップと評価方法が明快に示されることである。なぜなら、現場の図書館員にとっては、図書館学は実学で、技術の習得のためには曖昧な研修は不必要だからである。また、この「資格」を多くの人たちの間に広げるためにも、資格を取得すると何ができ、取得のためにはどのような知識や技術をどのように身につければよいか、を明確にすることは必要である。少なくとも、いくつかの必須の事柄に関してはそうした方法論の研究、評価に関する研究が必要で、その意味でEBMやCASPの手法には学ぶべきことが多い。

それと同時に開かれた教育システムにすることが、「資格」の公平性、「資格」の社会的意義を高める意味でも重要である。病院図書館員認定資格制度については、その認定母体を病院図書館室研究会と近畿病院図書館室協議会の二つの団体としたが、一番望ましいのは国や第三者機関による「認定」、つまり、認定される側と認定する側が異なる設定にすることである。しかし、当初からこれを実現することはむずかしいため、できるところから実績を積み上げることが必要であろう。

XI. 資格制度の定着のために

「資格」は制度である。むずかしく考えると、なかなか取り組めない。また、一度できあがると、それに伴う責任と義務が生じ、安定して継続することが求められる。制度の発足や定着に

は側面的な研究も必要であろう。たとえば、社会の中におけるヘルスサイエンス系図書館員の需給バランスや環境整備、医学医療情報に対するニーズの量的質的研究などは有用であり、必要である。また、認定資格の内容やシステムは当初より完全なものは望めないで、当面はその見直しと改善について柔軟に対応できるシステムにしておくのがよいと思われる。

以上、病院図書館員認定資格のための必要条件を挙げたが、資格のための十分条件としては、資格取得者の「資格」にふさわしい実践とその成果が何よりも大切である。

XII. 最後に

終わりにあたって、実現はしなかったものの、「病院図書館員認定資格制度」の検討に携わった両会のスタッフを改めて紹介しておきたい。

首藤佳子（検討班・認定委員会委員長）
河合富士美（検討班・認定委員会副委員長）
木下久美子（認定委員）
熊谷智恵子（認定委員）
田引淳子（検討班）
濱口恵子（検討班、認定委員）
林 伴子（検討班、認定委員）
吉富まち子（認定委員）

また、この事業を統括した両会の責任者は、小田中徹也（病図協事務局長）、長谷川湧子（病図研会長）、直江理子（病図研副会長）の各氏である。

（この原稿は平成14年11月14日～15日、日本科学未来館で開催された Inforum2002 における発表に若干修正を加えたものである。）